

環境政策課

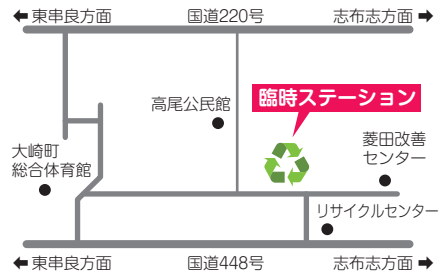
固 環境政策係(163)

～暮らしのサポート～

資源ごみ臨時ステーションを設置します

大崎町では、各衛生自治会の管理するごみステーションで資源ごみを定期的に収集(月1回または2回)していますが、資源ごみ持ち込みの機会拡充のため、当分の間、大崎町菱田の(有)そおりサイクルセンターにて臨時ステーションを設置します。

以下の開設日・開設時間内であればいつでも持ち込みが可能です。ごみを持ち込むときは、水洗いや分別をおこない、指定袋や紙ヒモで縛る等それぞれの出し方を必ず守って排出してください。



受入品目	家庭から出る資源ごみ(草木・生ごみ、粗大ごみ、一般ごみを除く) 注意※事業系(会社や工場などから出るもの)は排出できません。
受入場所	大崎町神領2548番地3
受入日時	【開始日】令和6年8月1日～ 【開設日】月曜～土曜日(祝日含む) 【時間】8時～17時 ※年末年始(12月29日から1月3日)の間を除く。
排出時に必要なもの	初めて利用する際は搬入許可証が必要となります。 令和6年7月16日(火)～7月31日(水)(土日除く)まで、臨時ステーション利用許可の申請期間を設けます。希望される方は役場又は野方支所で搬入許可証を発行しますので、 町民であることが確認できるもの(免許証、マイナンバーカード等)をご持参ください。 ※上記申請期間後も受付はおこないません。

環境政策課

固 環境衛生係(161・162)

浄化槽の法定検査(定期検査)は必ず受検しましょう

浄化槽管理者(使用者または設置者)は公衆衛生と生活環境を守るため、保守点検、清掃の実施とは別に、毎年1回の法定検査(定期検査)の受検が定められています。

● 10人槽以下の定期検査は効率化した検査を実施しています

鹿児島県では、10人槽以下の浄化槽の定期検査に効率化検査を導入し、4年に1回の基本検査と4年に3回の採水員検査をおこないます。基本検査は、書類検査、外観検査、水質検査を実施し、採水員検査は、書類検査、水質検査を実施します。

検査手数料 (5～10人槽)	合併処理浄化槽		単独処理浄化槽		検査頻度
	基本検査	5,000円	基本検査	4,000円	
	採水員検査	3,000円	採水員検査	3,000円	4年に3回

※法定検査は県知事の指定を受けた(公財)鹿児島県環境保全協会がおこないます。
 ※日程については、事前に(公財)鹿児島県環境保全協会からハガキでお知らせいたします。
 ※検査結果は、保健所や市町村等に報告され、必要に応じて指導がおこなわれます。なお、この検査を受けない場合は行政指導の対象となります。

【お問い合わせ先】 鹿児島県知事指定検査機関 (公財)鹿児島県環境保全協会 ☎099-296-9000
<https://www.kagoshima-kankyuu.or.jp/>
 鹿児島県生活排水対策室 ☎099-286-3685
 役場環境政策課環境衛生係 ☎476-1111(161・162)